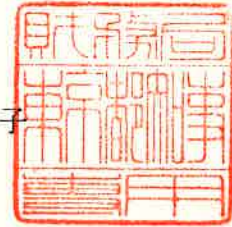




30財経総第843号
平成30年6月26日

株式会社美禪
代表取締役 堀 哲昭 殿

東京都知事
小池 百合子



優先指名の取扱いについて（通知）

貴社は、指名基準（工事請負契約）第4の2（3）により、下記のとおり優先指名の対象者になりましたので、通知します。

優先指名の取扱いを受ける期間については、希望案件の希望受付期間内に下記3「優先指名の対象となる期間」が1日あれば、優先指名の取扱いの対象となります。

ただし、他工事の受注状況、工事の特殊・専門性、施工場所等から、指名選定されない場合がありますので御了承ください。

なお、優先指名の取扱いを希望する際、本通知の提示は不要です。

記

- 1 優良工事の件名（発注局・評定点）
扇橋閘門管理棟耐震・耐水対策工事に伴う解体工事
(建設局・79点)
- 2 優良工事の施工者
株式会社美禪
- 3 優先指名の対象となる期間
平成30年7月1日から平成31年6月30日まで
- 4 優先指名の対象となる業種
解体工事